

津市運動施設（安濃地域）指定管理者募集要項

令和6年9月

津市安濃総合支所地域振興課

目次

1 指定管理者募集の目的	1
2 津市運動施設（安濃地域）の概要	1
3 津市運動施設（安濃地域）の管理運営方針	1
4 指定管理者が行う業務	2
5 指定期間	3
6 指定管理料	3
7 関係法令等の遵守	4
8 応募の資格	4
9 応募の手続	6
10 事業計画書	8
11 収支予算書	9
12 経費に関する事項	9
13 指定管理者選定の方法及び基準	11
14 指定管理者の指定及び協定に関する事項	13
15 指定管理者の業務実施及び履行責任等に関する事項	13
16 業務の継続が困難になった場合における措置	14
17 その他	15
18 申請の手続き	16
19 問い合わせ	17
(別紙1) 津市運動施設（安濃地域）指定管理者選定のスケジュール（案）	18
(別紙2) 津市と指定管理者との責任分担表	19
(別紙3) 津市運動施設（安濃地域）指定管理者候補選定評価表	20

1 指定管理者募集の目的

津市運動施設（安濃地域）は、市民のスポーツの振興及びレクリエーションの増進を図るために設置しています。当該施設の設置目的に即した管理運営を効果的、効率的に行い、もって市民の健康で文化的な生活の向上に資することを目的に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項及び津市運動施設の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第250号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、指定管理者に管理を行わせるため、指定管理者を募集するものです。

2 津市運動施設（安濃地域）の概要

種類	名称	位置
体育館	津市安濃中央総合公園内体育館	津市安濃町田端上野818番地
野球場	津市安濃中央総合公園内野球場	津市安濃町田端上野1041番地
グラウンド	津市安濃中央総合公園内多目的グラウンド	津市安濃町田端上野797番地1
テニスコート	津市安濃中央総合公園内テニスコート	津市安濃町田端上野1023番地1
フットサルコート	津市安濃中央総合公園内フットサルコート	津市安濃町草生234番地5
グラウンド	津市安濃グラウンド	津市安濃町田端上野897番地

※ 施設の規模・構造等については、津市運動施設（安濃地域）指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照してください。

3 津市運動施設（安濃地域）の管理運営方針

指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、より質の高いサービスを利用者に提供するとともに、管理経費等の削減を図ります。

- (1) 条例、津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年津市規則第23号）のほか、関係する法令、条例、規則、津市運動施設（安濃地域）指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び仕様書に示す基準を満たした管理運営を行うものとします。
- (2) 津市運動施設（安濃地域）の施設及び設備については、利用者が安全に利用できることを最優先とし、全ての施設を清潔に保ち、かつ機能を正常に維持し、仕様書等に基づき適正な管理と保守点検を行います。
- (3) 公の施設であることを常に念頭において、市民の平等な利用を確保する管理運営を行います。
- (4) 事業計画書等に基づき、津市運動施設（安濃地域）の効用を最大限に発揮させるよう日常の保守点検、施設等の機能向上や改良、改善に努め、創意工夫により、管理経費等の削減に努めます。
- (5) 利用者に対しては、親切かつ丁寧な接遇等のサービスを行います。
- (6) 利用者の意見を聴き、反映できるものは取り入れ、利用者の満足度を高

めます。

- (7) 本市と密接に連携を図りながら管理運営を行います。
- (8) 本市の環境方針等に基づく環境に対する取組に努めます。
- (9) 事故防止、安全管理には、特段の注意と責任感をもって当たり、安全に安心して利用できる施設管理を行います。

4 指定管理者が行う業務

(1) 業務の範囲

ア 条例第16条各号に規定する業務

- (7) 津市運動施設（安濃地域）の使用の許可に関する業務
- (8) 津市運動施設（安濃地域）の施設、設備器具等の維持管理に関する業務
- (9) その他市長が必要と認める業務

イ 自主事業

本市におけるスポーツの振興及びレクリエーションの増進を図るなどの津市運動施設（安濃地域）の設置目的や市の特性等を踏まえたうえで、上記アに規定する業務のほか、津市運動施設（安濃地域）の利用促進等、利用者サービスの向上、津市運動施設（安濃地域）の収益性向上及び活性化等を図るため、指定管理者のノウハウを活かして自らの責任と負担により以下に掲げる自主事業を実施するものとします。なお、自主事業の実施に係る経費について指定管理料からの支出は出来ません。

指定管理者は自主事業を行うに当たっては、その事業内容、収支計画、参加料、販売料等を明らかにした上で、あらかじめ本市の承認を得るものとします。この場合において、本市は、条件を付けて実施を承認する場合があります。

自主事業については、指定管理者の候補者選定後に、その実施の内容等に関し、本市と改めて協議するものとします。

- (7) 津市運動施設（安濃地域）を活用した各種大会、スポーツ教室、スポーツイベント等の開催等に関する業務
- (8) その他津市運動施設（安濃地域）の利用促進・利用サービスの向上に関する業務

(2) 業務の留意事項

ア 行政財産の目的外使用許可、不服申し立てに対する決定等、法令の規定により、市長の権限に属する事務は、指定管理者が行う業務から除きます。

イ 津市運動施設（安濃地域）の管理運営業務の全部又は一部を第三者に委託することはできません。ただし、当該業務の一部を第三者に委託することにつき、あらかじめ本市の承諾を受けたときはこの限りではありません。

ウ 指定管理者が行う業務は、津市公契約条例施行規則第4条の2に規定する労働報酬下限額を適用する契約です。

指定管理者は、基本協定締結前に、津市公契約条例第6条の規定に基づき別紙「特記仕様書」における労働環境の確保に係る誓約事項について誓約しなければなりません。また、基本協定締結後は、労働報酬下限

額の運用に係る事務等について実施することになります。

5 指定期間（予定）

指定期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とします。この期間は、津市議会での議決が必要となりますので、ご留意ください。また、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

6 指定管理料

指定管理者は、津市運動施設（安濃地域）の利用料金収入と本市からの指定管理料をもって津市運動施設（安濃地域）の管理運営を行うものとします。指定管理料の上限については、次の表のとおり（消費税及び地方消費税額を含む。）とします。

【指定管理料の上限額】

総額151,714千円（5年間）

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
29,974千円	29,365千円	30,038千円	31,346千円	30,991千円	151,714千円

指定管理料については、令和4年度及び令和5年度の実績を参考に、年間の管理運営経費から利用料金収入を差し引いて算出し、一定の基準額を設定しています。上限額を上回る提案をした場合は失格となります。

また、一般管理費として、本部人件費などの必要経費を一定の割合（人件費の10%）を設定し、計上しています。

なお、指定管理料の最終的な額は、指定管理者が応募に際して収支計画書に記載した管理運営経費の額を元に本市が精査し、指定管理者と調整のうえで決定します。

収支決算の結果、その要した費用の額が対価の額に満たないとき、又はその費用の額が対価の額を超えたときについても精算をしないものとします。ただし、その利益が、指定管理者の管理業務と収支の状況からみて客観的に過大と認められる場合や協定時に見込まれていない特段の事情変更が生じた場合など、指定管理者の自己努力と認められない場合（協定金額どおり支払うことが合理的でない場合）には、総合的に判断し精算等について本市と指定管理者で協議することとします。

本市が想定している修繕費、トレーニング機器リース料、令和7年4月1日から供用を開始する冷暖房設備に係る光熱水費（電気及びガス）及び保守点検料、建築基準法第12条点検（建築物及び建築設備定期点検）委託料は次の表のとおりです。

費目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
修繕費※1	2,780,063円	2,780,063円	2,780,063円	2,780,063円	2,780,063円
トレーニング機器リース料※2	2,341,680円	2,341,680円	2,341,680円	2,341,680円	2,341,680円
冷暖房設備に係る光熱水費	3,278,349円	3,278,349円	3,278,349円	3,278,349円	3,278,349円
冷暖房設備に係る保守点検料	871,290円	871,290円	871,290円	871,290円	871,290円
建築基準法第1 2条点検委託料	900,955円	78,155円	79,327円	915,659円	81,725円

※1 修繕費は、現行の指定管理者から報告を受けた今後の修繕予定個所を確認し、本市と協議の上で精査し、緊急修繕も含めて計画し積算しております。ただし、修繕の優先度が高いと認められる場合は、計画とは別の修繕を行うことができることとします。

※2 トレーニング機器は、仕様書に定める基準品を参考に設置することになるため、上記の金額を支出の見込み額に計上し、金額の決定後に精算することとします。また、上記の金額を超えた場合の補填はありません。

7 関係法令等の遵守

津市運動施設（安濃地域）の管理にあたっては、仕様書等のほか、次の関係法令等を遵守してください。

- (1) 地方自治法ほか行政関連法規
- (2) 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- (3) 津市運動施設の設置及び管理に関する条例
- (4) 津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則
- (5) 津市個人情報の保護に関する法律施行条例
- (6) 津市個人情報の保護に関する法律等施行規則
- (7) 津市情報公開条例
- (8) 津市情報公開条例施行規則
- (9) 津市行政手続条例
- (10) 津市行政手続条例施行規則
- (11) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- (12) 都市公園法
- (13) 施設維持・設備保守点検に関する法令等
(建築基準法、消防法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律等)
- (14) その他津市運動施設（安濃地域）を管理運営するための業務に関連するすべての法令等

8 応募の資格

- (1) 応募者の形態・応募資格

応募者は、指定期間中、管理運営方針等に沿って安全かつ円滑に津市運動施設（安濃地域）を管理運営し、津市運動施設（安濃地域）の設置目的をより効果的・効率的に達成することができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等により構成されるグループ（以下「共同事業体」という。）であって、次に掲げるすべての要件を満たす者とします。

なお、法人格の有無は問いませんが、個人での応募はできません。

ア 国税、本社所在地における都道府県民税及び市町村税（支店等が参加する場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納がないこと。（法人以外の団体にあつては、代表者に滞納がないこと。）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けていないこと。

エ 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であつて、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

カ 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。

キ 当該施設の管理運営に不可欠な資格（（公財）日本スポーツ施設協会公認スポーツ施設管理士、乙種防火管理者）を有していること。

ク 令和6年9月20日（金）に開催する説明会に参加できること。（応募に当たっての必須条件とします。共同事業体での応募の場合は、共同事業体を代表する法人等の参加を必須とします。）

(2) 共同事業体の応募に関する事項

津市運動施設（安濃地域）のサービスの向上及び業務の効率的な実施を図る上で必要な場合は、共同事業体として応募することができます。この場合においては、次の事項に留意して応募してください。

ア 共同事業体で応募する場合は、その名称を設定し、代表する法人等を定めてください。この場合において、他の法人等は、当該共同事業体の構成員として扱います。なお、代表する法人等又は構成員の変更は認めません。

イ 協定の締結に当たっては、共同事業体の構成員すべてを協定当事者とします。応募後の連絡及び選定後の協議は代表する法人等を中心に行いますが、協定に関する責任は共同事業体の構成員すべてが負うことになります。

ウ 共同事業体の構成員間における連帯責任の割合等については、共同事業体協定書で定めてください。

エ 代表する法人等にあつては「(1) 応募者の形態・応募資格」のアからクまでのすべての要件を満たすものとします。また、構成員となる法人等にあつては、アからカまでの要件をすべて満たすものとします。

9 応募の手続

(1) 応募書類及び提出部数

指定を希望する法人等（以下「応募団体」という。）は次の書類を提出してください。

ア 申請書関係【各1部】

- (1) 運動施設指定管理者指定申請書（第10号様式）
- (2) 共同事業体応募構成届出書（委任状）（第2号様式）
- (3) 共同事業体応募構成届出書（責任体制）（第3号様式）
- (4) 共同事業体協定書又はこれに準ずるもの

※ (1)～(4)は共同事業体による応募の場合のみ提出してください。

イ 法人等に関する書類関係【正本各1部、副本各2部（複写可）】

※ 共同事業体の場合は代表団体及び構成団体ごとに提出してください。

- (1) 法人等の定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 登記事項証明書（法人に限る。）、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し

- ※ 指定申請書を提出する3ヶ月以内に取得したもの
 - (b) 印鑑登録証明書
 - ※ 指定申請書を提出する3ヶ月以内に取得したもの
 - (c) 役員等の名簿
 - ※ 指定申請書を提出する時点のもので、氏名（フリガナ付）及び役職名、生年月日、住所又は居所を記載したもの
 - (d) 経営状況を説明する書類
 - ※ 指定申請書を提出する日の属する事業年度から直近3ヶ年の法人等の事業報告書、収支決算書又は計算書類（損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書、個別注記表）及び財産目録（主要科目の明細）、法人税申告書（内訳含む）の写し又はこれらに準ずる書類
 - (e) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の法人等の事業計画書及び収支予算書、又はこれらに準ずる書類
 - (f) 最新の国税、本社所在地における都道府県民税及び市町村税（支店等が参加する場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の納税証明書（法人税、法人事業税、法人県民税、法人市民税、消費税及び地方消費税）
 - (g) 誓約書（第4号様式）
- ウ 提案書関係【正本各1部、副本各10部】
- (7) 法人等の概要（所在地、設立年月日、資本金、従業員数、主な業務内容等）を記載した書類
 - (8) 津市運動施設（安濃地域）指定管理者事業計画書（第5号様式又は第6号様式（いずれの場合も別紙1から別紙8までを含む。））
 - (9) 指定管理者収支予算書（第7号様式又は第8号様式（いずれの場合も別紙9及び別紙10を含む。））
- (2) 応募書類の著作権
- 応募書類の著作権は、それぞれ作成した応募団体に帰属します。（指定管理者に指定された事業者が作成した応募書類の著作権は本市に帰属するものとします。）
- 本市は指定管理者の決定の公表等において必要と認めるときは、応募書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- (3) 応募書類の情報公開
- 応募書類は、情報公開の請求によって開示することがあります。ただし、法人等の持つ独自のノウハウ等に関する情報については、開示しません。
- (4) 提出にあたっての留意事項
- ア 重複提案の禁止

提案書の提出にあたり、複数の提案はできません。
 - イ 提案内容の変更の禁止

応募書類の再提出及び差し替えによる提案内容の変更は原則として認めません。

なお、提案内容に影響のない範囲で明らかな誤字・脱字等があるときは、本市から修正を求める場合があります。

- ウ 費用負担
応募に必要な費用は、すべて応募団体の負担とします。
- エ 使用言語及び通貨単位
応募書類に使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。
- オ 応募書類の取り扱い
応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。また、応募書類は、選定等のために必要な範囲で複製することがあります。
- カ 様式
様式は原則として日本産業規格A4版とし、ファイルに綴じるなど、まとめて提出してください。
- キ 押印
応募書類における申請者の押印について、自署の場合は、押印不要ですが、記名の場合は、押印が必要です。押印の際は、印鑑証明書の印鑑を使用することとします。
- ク 社名、ロゴ等の非表記
副本は、会社名、ロゴ等で法人等又は共同事業体が特定できないように作成してください。（黒塗り又は非表示としてください。）

10 事業計画書

- (1) 「9 応募の手続き(1)応募書類及び提出部数ウ(イ)」に規定する津市運動施設（安濃地域）指定管理者事業計画書の作成にあたっては、以下の項目に留意してください。
 - ア 市民の平等な利用の確保
 - イ 津市運動施設（安濃地域）の効用の最大限の発揮
 - ウ 津市運動施設（安濃地域）の管理経費の縮減
 - エ 津市運動施設（安濃地域）の良好な維持管理保全
 - オ 市民サービスの向上
 - カ 個人情報保護
 - キ 関係法令の遵守及び利用者の安全確保
- (2) 魅力ある運営及びサービスの提供を実現するための計画を具体的に記載してください。
 - ア 管理運営に関する基本方針
 - (7) 総合的な基本方針と達成目標
 - (4) 仕様書で示す指定管理者の各業務に関する基本方針
 - (9) 収支のバランス、コスト縮減等の経営方針
 - イ 運營業務（自主事業を含む）に関する計画
 - (7) 次の業務について、具体的な運営内容を記載してください。
 - a 運動施設維持管理業務
 - b 自主事業
 - (a) スポーツ教室の実施
 - (b) スポーツ大会及びイベントの実施
 - (c) 利用促進・利用サービスの向上に関すること
 - (d) その他スポーツ振興事業の企画運営に関すること

※ これらの事業実施にあたっては、特定非営利活動法人津市スポーツ協会等のスポーツ関連団体と提携・協働して実施するよう努めてください。

c 業務の一部について委託する場合は、委託する業務内容、受託者選定方法、委託料等を含めた方針

d 個人情報の取り扱いについての考え方

ウ 組織及び人員配置計画

(7) 適切な人員配置を考慮した組織図

a (公財)日本スポーツ施設協会公認スポーツ施設管理士の資格を有する者

b トレーニングルームの利用希望者を対象として、トレーニング方法や器具の取扱いについての知識、技能習得を目的とした内容の説明を実施できる指導実績・適切な指導能力を有する者

c 職員の雇用関係、勤務体制（勤務時間、休日設定等）、業務内容、資格、技術等

d 乙種防火管理者の資格を有する者

e 人材育成方針及び職員の研修計画

エ 上記以外についての提案事項があれば、併せて記載してください。

11 収支予算書

収支予算書の作成にあたっては、管理運営業務及び自主事業のそれぞれについて、各年度毎の収支予算を主な収入・支出科目に区分し、別紙9及び別紙10に記載してください。また、予算の積算内訳についても必ず示してください。（積算内訳の様式は問いません。）

12 経費に関する事項

(1) 津市運動施設（安濃地域）の収入

利用料金制を導入しており、本市が支払う指定管理料のほか、利用者が支払う利用料金や指定管理者自らが企画・実施する各自主事業の収入等を指定管理者の収入とすることができます。また、本市が支払う指定管理料及び支払い方法については、予算の範囲内で年度ごとに締結する協定書で定めます。

過去2か年の利用料金収入の実績は次のとおりです。

(単位：円)

収入区分	令和4年度	令和5年度
利用料金収入	17,149,600	20,272,975
その他収入	416,200	431,550

※ その他収入は、コピー代と学校体育施設管理業務の合計です。

※ 施設利用者数：令和4年度 122,406人、令和5年度 118,001人

※ 減免の実績：令和4年度 1,855,670円、令和5年度 1,699,900円

※ 令和7年4月1日から供用を開始する冷暖房設備の使用料は含んでいません。

なお、本市が見込んでいる各年度の冷暖房設備の使用料は1,845,242円で、冷暖房設備の使用料の減免額は184,524円です。

(2) 津市運動施設（安濃地域）の管理運営に要する経費

過去2か年の管理運営に要する経費の実績額（消費税及び地方消費税を含む。）は次のとおりです。管理運営に要する経費から利用料金収入見込額等を差し引いた額を、毎年度の予算の範囲内において、指定管理料として支払います。

(単位：円)

経費区分	令和4年度	令和5年度
1 人件費	19,956,845	18,079,548
2 消耗品	1,150,365	1,042,080
3 燃料費	52,600	74,296
4 光熱水費	11,262,843	11,902,466
5 修繕料	942,480	1,091,563
6 通信運搬費	271,326	265,029
7 手数料	1,476,470	1,620,085
8 委託料	4,833,950	4,994,110
9 使用料・賃借料	345,848	333,388
10 備品購入費	128,058	183,622
11 保険料	126,724	164,336
12 教育研修費	0	28,000
13 その他	358,513	401,335
管理費計	40,906,022	40,179,858

※ 上記の実績には、令和7年4月1日から供用を開始する冷暖房設備に関する費用（光熱水費、保守点検料等）、建築基準法第12条点検（建築物及び建築設備定期点検）分、トレーニングルームの機器更新に係るリース料、今回の公募から修繕に係る責任分担が修繕費1件50万未満から1件100万未満に変更となるため修繕費50万以上100万未満分は、含まれていません。

※ 本市による50万以上100万未満の修繕実績は、令和5年度は修繕件数3件で1,688,500円です。

(3) 修繕費等の経費負担区分

項目	基準額 (税込)	津市	指定管理者
施設の増改築、設備更新 (※1)	—	○	
施設・備品の修繕 (※2)	1件100万円以上	○	
	1件100万円未満		○

※1 施設の増改築、設備更新については、原則として本市において負担するものとします。ただし、利用者からの要望や利用者サービス向上の観点から、指定管理者が必要と認める場合は、本市と指定管理者との協議により対応を決定するものとします。

※2 備品の購入については、あらかじめ本市と協議を行うこととします。(備品とは、津市物品会計規則に基づき、1年以上その形状を変えることなく使用し、かつ、保存に耐え得る物で、1個又は1組につき1万円以上のものとします。)

(4) 指定管理料の支払い

会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに支払います。

(5) 本市が支払う指定管理料に含まれるもの

人件費(社会保険料等を含む)

管理費(修繕費、光熱水費、委託料、燃料費、雑費、原材料費、トレーニング機器リース料等)

事務費(通信運搬費、手数料、消耗品費、備品購入費、印刷製本費等)

※ 自主事業の開催に要する経費は指定管理者の負担になります。

(6) 経理に関する事項

指定管理業務に関する会計は独立した会計とし、指定管理者が行う他の業務の会計と区分するものとします。団体(法人)等自身の口座とは、別の独自口座で管理するものとします。

また、自主事業に係る収入・経費等は、条例第16条各号に規定する指定管理者が行う業務とは区分経理を行うものとします。

13 指定管理者選定の方法及び基準

(1) 選定委員会の設置

指定管理者候補者の選定にあたっては、「津市運動施設(安濃地域)指定管理者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置します。

(2) 選定の基準(別紙3)

ア 事業計画書等の内容が、市民の平等な利用を確保することができるものであること及びサービス向上が図られるものであること。

イ 事業計画書等の内容が、津市運動施設(安濃地域)の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書等に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであ

ること。

エ 津市運動施設（安濃地域）の設置目的を達成するために必要な能力を有しているものであること。

以上の選定の基準に照らすとともに、次に掲げる事項を考慮して、総合的に判断します。

- (ア) 津市運動施設（安濃地域）運営の基本方針及び実施方針
- (イ) 事業への具体的な取り組み方
- (ロ) 津市運動施設（安濃地域）の運営体制及び組織（人員配置、勤務体制、有資格者等）
- (ハ) 市民の雇用、高齢者の雇用
- (ニ) 業務の一部を委託する場合の市内本店業者の活用
- (ホ) 適正な管理及び経理の事務処理
- (ヘ) 安全管理、緊急時の対応
- (ニ) 環境への配慮
- (ヘ) 障がい者等への配慮
- (ロ) 地域との連携

(3) 選定委員会による審査及び選定

選定委員会において、書類審査（応募書類による応募資格の確認、提案内容等の審査）及び応募団体を対象としたヒアリング審査（法人等又は共同事業体によるプレゼンテーション（20分以内）及び質疑応答（30分程度））を実施し、優先交渉権者を選定します。

なお、選定における審査・評価方法については、令和6年9月20日（金）開催の説明会及び現地見学会において示します。

(4) 審査の日程等

書類審査及びヒアリング審査については令和6年10月中旬を予定しています。（日時、場所等については、応募書類等の提出期限後に別途通知します。）また、プレゼンテーションにおいては、プロジェクターを使用した説明も可能としますが、提出された事業計画書等以外の資料を使用する場合（例：プレゼンテーション用に資料を加工する場合等）は、ヒアリング審査実施日の休日を除く3日前までに事務局に資料を提出し確認を受けるものとします。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、審査終了後速やかに書面で通知します。また、本市のホームページ上でも公表します。

(6) 指定管理者の決定

優先交渉権者は、優先交渉権を有し、市と協議・交渉を行うものとします。その合意内容を踏まえて、指定管理者候補者に決定します。その後、津市議会における指定管理者の指定に係る議案の議決を経て指定管理者を決定します。

なお、協議が成立しない場合や、指定管理者として津市運動施設（安濃地域）の管理運営を行うことが困難と判断される事情が生じた場合等は、市は原則として、次点者と協議を行うこととします。

(7) 失格の要件

応募する法人等又は共同事業体が次の要件に該当した場合は、失格とします。

- ア 法人等又は共同事業体の代表者及び代理人並びにそれ以外の関係者が審査に対する不当な要求を行った場合、若しくは、選定委員会委員に個別に接触した場合
- イ 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ウ 複数の事業計画書等を提出した場合
- エ 応募書類の受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- オ その他不正行為があった場合

14 指定管理者の指定及び協定に関する事項

(1) 指定管理者の指定

津市議会に指定管理者の指定に係る議案を上程し議会の議決が得られれば、当該候補者を指定管理者に指定します。

(2) 協定の締結

指定管理者は、本市と津市運動施設（安濃地域）の管理運営に関する基本協定及び年度協定を締結します。協定の主な内容は、次のとおりです。

ア 基本協定

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 利用の許可等に関する事項
- (3) 事業計画に関する事項
- (4) 利用料金に関する事項
- (5) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (6) 指定管理料に関する事項
- (7) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (8) 指定管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項等

イ 年度協定

- (1) 当該年度の指定管理料及び支払方法に関する事項
- (2) 当該年度の事業計画に関する事項等

(3) 指定後の留意事項

指定管理者が、法第244条の2第11項に規定する場合又は関係条例に違反した場合、その指定を取消すことがあります。

(4) 責任分担

本市と指定管理者の責任分担の方針は別紙2「津市と指定管理者との責任分担表」のとおりとします。詳細は、基本協定の締結を行う際に定めることとします。

15 指定管理者の業務実施及び履行責任等に関する事項

(1) 事業報告書の作成及び提出

指定管理者は、毎年度の終了後30日以内に、事業報告書を作成し、本市

に提出するものとします。

(2) 業務報告の聴取等

本市は、指定管理者に対し、その管理する業務及び経理の状況に関し、定期に若しくは必要に応じて随時に報告を求めるとともに、業務等の実施状況を確認するため、実地調査、又は必要な指示をすることができるものとします。

(3) 業務の遂行に対する評価

本市は、指定管理者の適正なサービスの提供を確保するため、次のとおり管理運営について評価等を行うものとします。

ア 定期評価

本市は、指定管理者から提出された事業報告書等に関し、別途、締結する協定書に示す指定管理者の業務の水準等を満たしているかについて、確認を行うものとします。

イ 随時評価

本市は、必要があると認めるときは、管理運営の内容及び経理の状況について、指定管理者に説明を求め、又は津市運動施設（安濃地域）内への立入検査により確認を行うものとします。

(4) 損害賠償

指定管理者は、故意又は過失により施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を本市に賠償するものとします。

「16 業務の継続が困難になった場合における措置」により指定を取り消され、本市に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定管理者は、本市に対し賠償の責めを負うものとします。

(5) 第三者への賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者等第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償するものとします。ただし、その損害が本市の責めに帰すべき事由又は双方の責めに帰することができない事由による場合は、この限りではありません。

(6) 保険の付保

指定管理者は、業務の実施にあたり、自らのリスクに対して、適切な範囲で保険等に加入するものとします。

16 業務の継続が困難になった場合における措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合には、本市は、指定管理者の指定の取消し又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。その場合において、指定管理者に損害が生じても、本市は賠償の責めを負いません。

なお、指定管理者の責めに帰すべき主な事由は、以下のとおりです。

ア 指定管理者の業務実施に際し不正行為があった場合

イ 指定管理者が虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだ場合

ウ 協定の内容を履行せず、又はこれらに違反した場合

エ その他指定管理者自らの責めに帰すべき事由により、指定管理者から協定の締結解除の申出があった場合

(2) 不可抗力等による場合

不可抗力（別紙2「津市と指定管理者との責任分担表」不可抗力を参照）が発生した場合、指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去するよう適切に措置しなければなりません。

なお、不可抗力その他本市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合には、業務継続の可否について、本市と協議することができるものとします。

協議の結果、やむをえないと判断された場合、本市は指定の取消しを行うものとします。

(3) 管理業務の水準が低下した場合の措置

指定管理者の業務が仕様書に規定した内容や水準を満たしていないと判断した場合、本市は是正や改善等必要な指示を行うこととします。なお、指定管理者が指示に従わないときその他管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

17 その他

(1) 準備行為

指定管理者は、指定期間の開始前に本市と協議を行ったうえで、令和7年4月1日から施設等（令和7年4月1日から供用を開始する冷暖房設備を含む）を利用開始できるように指定管理に係る必要書類の作成、各種印刷物の作成、業務の引継ぎ、研修等を行うものとします。なお、準備行為に係るすべての経費は、指定管理者の負担とします。

(2) 業務の引継ぎ

指定期間の終了時において、指定管理者は、指定期間終了後の施設又は設備等の利用に係る利用料金を収受している場合は、当該利用料金を次期指定管理者等に引き継ぐものとし、次期指定管理者等が、円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう必要な引継ぎを行うものとします。

(3) 原状回復の義務

指定管理者は、指定期間が終了したとき又は指定を取り消されたときは、津市運動施設（安濃地域）の施設又は設備を速やかに原状に回復するものとします。

(4) 個人情報の取扱い

指定管理者は、津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年津市条例34号）及び津市個人情報の保護に関する法律等施行規則を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう必要な措置を講じるものとします。

(5) 情報の公開

指定管理者は、津市運動施設（安濃地域）の管理運営に関して保有する情報について情報公開請求があった場合は、関係法令に基づき対応するものとします。

(6) 連絡調整会議の設置

本市と指定管理者は、津市運動施設（安濃地域）の管理運営業務等を円滑

に実施するため、情報交換や業務の調整を図る連絡調整会議を設置するものとしします。

18 申請の手続き

(1) 募集要項及び仕様書等の配付

募集要項、仕様書及び申請書類（以下「募集要項等」という。）については、令和6年9月13日（金）から本市のホームページで公開します。
なお、原則として窓口での配布は行いません。

(2) 説明会及び現地見学会（参加必須）

ア 日時及び場所

日時：令和6年9月20日（金）午後2時から

場所：津市安濃中央総合公園内体育館

イ 参加申込方法

第9号様式「津市運動施設（安濃地域）指定管理者に係る説明会及び現地見学会の参加申込書」に必要事項を記入の上、電子メール、FAX、持参、郵送のいずれかの方法で申し込んでください。参加人数は、1団体3名以内とします。なお、持参の場合を除いて、必ず電話にて到達を確認してください。

(ア) 申込期限：令和6年9月20日（金）午前10時まで（必着）

(イ) 送付先：津市安濃町東観音寺483番地
津市安濃総合支所地域振興課総務担当
電話 059-268-5511
Fax 059-268-3357
E-mail 268-5511@city.tsu.lg.jp

ウ 内容

(i) 募集要項・仕様書などに基づいた応募説明（30分程度）

(ii) 施設の見学会（30分程度）

エ 注意事項

当日は、本市では募集要項等は準備しませんので、参加者で持参してください。

質問については、次の(3)質問事項の手続きによるものとして、当日は受け付けません。

(3) 質問事項

質問がある場合は、第1号様式「津市運動施設（安濃地域）指定管理者募集要項等に関する質問書」を電子メールで提出してください。なお、電話・口頭等によるものや提出期限を過ぎて提出された質問及び質問回答に対する再質問については、原則受け付けません。

ア 受付期間

令和6年9月20日（金）午後3時から同年9月27日（金）午後3時まで

イ 送付先

津市安濃総合支所地域振興課総務担当
E-mail 268-5511@city.tsu.lg.jp

ウ 回答

令和6年10月2日(水)午後5時までに、本市のホームページで、全質問とその回答を公表します。

(4) 応募書類の提出

指定申請書等に必要事項を記入の上、添付書類とともに持参してください。郵送による提出は、受け付けません。

ア 受付期間

令和6年10月3日(木)午前9時から同年10月10日(木)午後5時まで(ただし、土曜、日曜及び祝日は除く。)

イ 受付時間

受付期間中の午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所

津市安濃町東観音寺483番地
津市安濃総合支所地域振興課総務担当

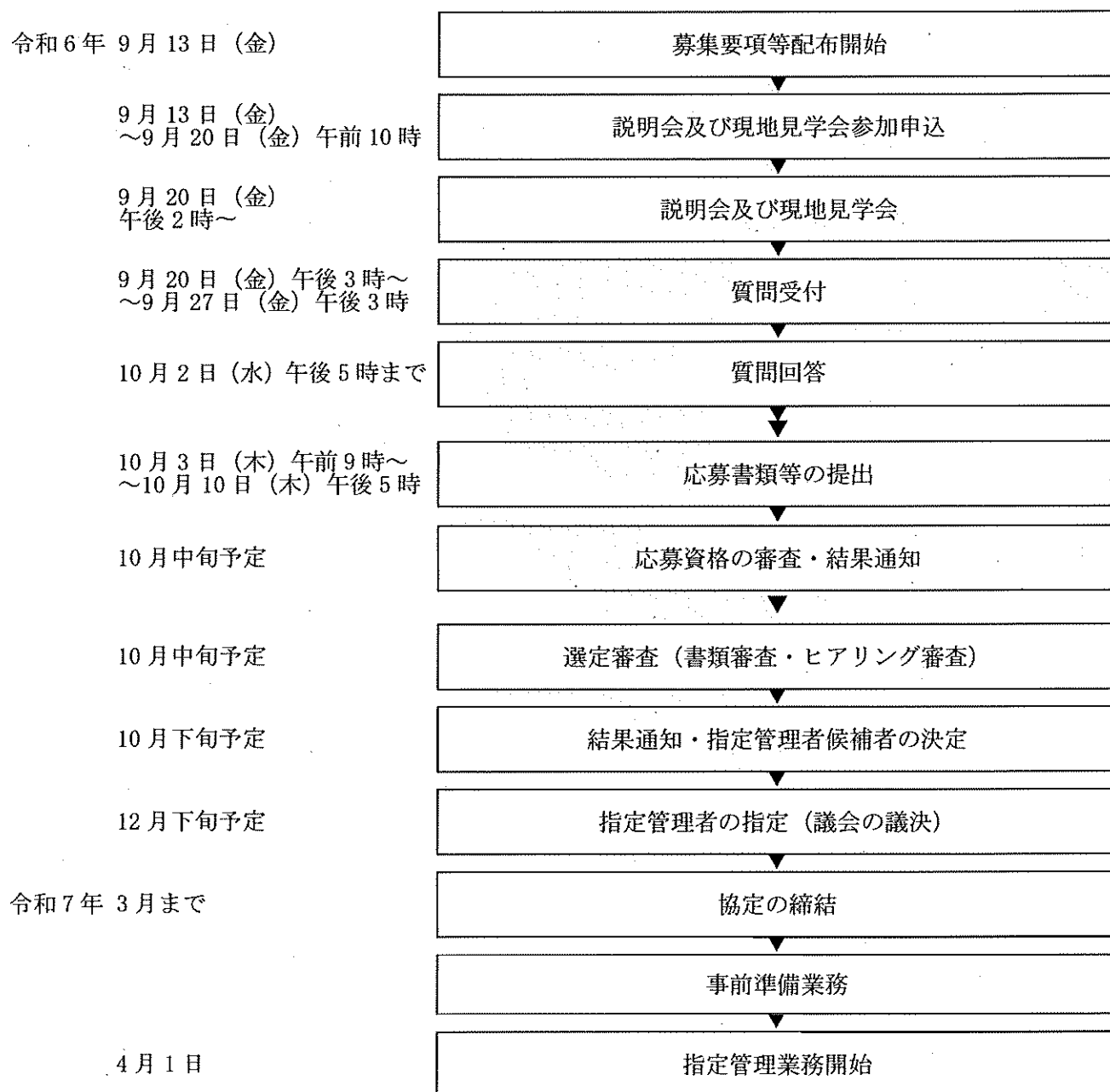
(5) その他

申請に係る経費はすべて応募団体の負担とします。

19 問い合わせ

津市安濃総合支所地域振興課総務担当
〒514-2393 三重県津市安濃町東観音寺483番地
電話 059-268-5511
Fax 059-268-3357
E-mail 268-5511@city.tsu.lg.jp

津市運動施設（安濃地域）指定管理者選定のスケジュール（案）



津市と指定管理者との責任分担表

別紙2

項目	No.	責任分担の内容	負担者		
			津市	指定管理者	
共通	募集要項、仕様書	1	募集要項、仕様書等、市が作成した内容の誤り、変更に関するもの	○	
	応募	2	事業計画書等、指定管理者が提案した内容の不備、誤りに関するもの		○
		3	応募費用に関するもの		○
	制度関連	4	法制度・許認可・税制度の新設・変更に関するもので本施設に特別に影響を及ぼすもの	○	
		5	上記以外の法制度・許認可・税制度の新設・変更に関するもの		○
	住民対応	6	本施設の設置・運営等に対する住民要望及び訴訟への対応	協議	
		7	指定管理者が行う業務に関する苦情・要望等への対応		○
	環境問題	8	指定管理者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光、臭気に関するもの		○
		9	上記以外の市が行う業務に起因するもの	○	
	第三者賠償	10	指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者(利用者を含む)に損害を与えた場合		○
		11	上記以外の事由によるもの	○	
	債務不履行	12	指定管理者の事業放棄・破綻によるもの		○
		13	市の方針変更、その他手続の遅延などによるもの	○	
	不可抗力	14	風水害・地震・津波等などの自然災害、新型コロナウイルスその他新たに発生した感染症等、テロ・暴動など制御できない人為的な事象に起因して生じた損害及び事業履行不能	協議	
15		施設の劣化及び特定できない第三者による行為(予め取り決めた規模以下のもの)		○	
維持管理運営	施設損傷	16	施設の劣化及び特定できない第三者による行為(上記以外のもの)	○	
		17	指定管理者の責めに帰すべき事由による事故・火災等による施設の損傷		○
		18	市の責めによる事故・火災等による施設の損傷	○	
		19	施設の瑕疵によるもの	○	
		20	指定管理者が善管注意義務を怠っていた場合		○
	サービスの仕様・要求水準の不適合、未達	21	指定管理者の責めに帰すべき事由によるサービスの仕様・要求水準の不適合、未達		○
		22	市の責めに帰すべき事由によるサービスの仕様・要求水準の不適合、未達	○	
	維持管理	23	指定管理者の事由による施設・設備の変更等に伴う、指定管理者が行う施設の点検・保守・補修の遅延、費用の増加に関するもの		○
		24	市の事由による施設・設備の変更等に伴う、指定管理者が行う施設の点検・保守・補修の遅延、費用の増加に関するもの	○	
	備品等の損傷	25	指定管理者の責めに帰すべき事由による備品等の損傷、滅失		○
		26	市の責めに帰すべき事由による備品等の損傷、滅失	○	
		27	経年劣化によるもの(予め取り決めた規模以下のもの)		○
	情報管理	28	経年劣化によるもの(上記以外のもの)	○	
		29	指定管理者の責めに帰すべき個人情報等の外部流出		○
施設の停止、中止	30	市の責めに帰すべき事由による個人情報等の外部流出	○		
	31	指定管理者の責めに帰すべき事由により施設の供用ができなくなった場合		○	
事業運営	32	市の責めに帰すべき事由により施設の供用ができなくなった場合(施設の瑕疵によるものを含む)	○		
	33	指定管理者の事由による事業内容・用途の変更等に伴う、事業の遅延、運営費の増加に関するもの		○	
物価変動	34	市の事業内容・用途の変更等に伴う、事業の遅延、運営費の増加に関するもの	○		
	35	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増減があった場合	協議		
税制変更	36	消費税(地方消費税を含む)率等の変更	協議		
	37	法人税・法人住民税率等の変更	協議		
利用者対応	38	指定管理者の業務範囲内のサービス内容等に対する利用者からの苦情及び施設内における利用者間のトラブルへの対処		○	

○は主負担

上記の責任分担表については、本市と指定管理者の協議の上、協定の締結までに変更することがあります。

津市運動施設（安濃地域）指定管理者候補選定評価表

申請業者名

申請業者名		評価項目	評価基準	評価点				
1	施設管理運営に係る方針等について	(1)	施設の効用を発揮させる提案がなされているか。	1	3	5	7	10
		(2)	利用者のニーズの把握及び反映を行う仕組みがあるか。	1	3	5	7	10
		(3)	市民の平等な利用の確保及びサービス向上が見込まれるか。	1	3	5	7	10
		(4)	利用者のニーズにあった事業展開が見込めるか。	1	3	5	7	10
		(5)	環境や障がい者等への配慮した提案がなされているか。	1	2	3	4	5
		(6)	指揮系統や業務執行に係る責任者は明確にされているか。	1	2	3	4	5
		(7)	労働諸法を遵守した管理体制が図られているか。	1	2	3	4	5
2	施設の維持管理について	(1)	経費の算出は指定管理者の実現性のある創意工夫がみられるか。	1	3	5	7	10
		(2)	収支計画の実現性はあるか。	1	3	5	7	10
		(3)	経費の削減が図れるか。	1	3	5	7	10
		(4)	経費の算出根拠が明確であるか。	1	2	3	4	5
		(5)	公の施設の管理をしていくという認識を持っているか。	1	2	3	4	5
		(6)	指定管理者の業務範囲、業務内容を正しく把握しているか。	1	2	3	4	5
3	施設の運営体制について	(1)	経営・運営方針は指定管理者として相応しく、施設の管理運営に有資格者等の必要な人員配置はなされているか。	1	3	5	7	10
4	安全管理及び緊急時の対応について	(1)	個人情報保護に関して法令を遵守し、緊急時等の対応についてマニュアルの作成及び研修体制は適切か。	1	3	5	7	10